平成 24 年　京都府内の障害者の雇用状況について

(平成 24 年６月１日現在)

～民間企業の障害者の実雇用率は 1.80%～
～法定雇用率達成企業割合は 49.7%～

京都労働局では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者を雇用する義務のある京都府内の事業主（常用労働者総数が 56 人以上の企業）等から平成 24 年 6 月 1 日現在の報告を求め、これを集計した。

その結果は次のとおりである。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改訂することとしている（民間企業の場合は 1.8%⇒2.0%）。

1　民間企業の障害者雇用状況　[詳細は別表 1～5 参照]

【概要】

- **報告企業数は 1,438 社（前年 1,429 社）**
- **実雇用率は 1.80%（前年 1.78%）で法定雇用率を達成**
- **法定雇用率達成企業の割合は 49.7%（前年 48.1%）で現在の法定雇用率 1.8%が適用された平成 10 年 7 月以降最高**
- **雇用されている障害者数は 6,563.5 人で過去最高を更新**
- **企業規模別の雇用率は 1,000 人以上規模が 1.93%で最も高く、100~299 人規模が 1.65%で最も低い**

（1）企業規模別の実雇用率について

従業員数の企業規模別でみると、1,000人以上規模で1.93%、500~999人規模で1.84%と全規模の1.80%を上回ったが、300~499人規模は1.77%、56~99人規模は1.76%、100~299人規模は1.65%と全規模を下回った。

（2）産業別の実雇用率について

産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」で 4.35%、「生活関連サービス業・娯楽業」で 3.28%、「運輸業・郵便業」で 2.54%、「医療・福祉」で 2.38%、「不動産業・物品賃貸業」及び「複合サービス業」で 1.82%、「製造業」で 1.81%と、7 業種において法定雇用率 1.8%を上回った。

（3）雇用されている障害者数について

民間企業（常用労働者総数 56 人以上の企業）に雇用されている障害者数は 6,563.5 人（前年 6,406.0 人）と前年より 157.5 人増加（前年比 2.4%増）した。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は 5055.5 人（前年 4,988.0 人）、知的障害者は 1,287.5 人（前年 1,242.5 人）精神障害者は 220.5 人（前年 175.5 人）であった。

（4）法定雇用率達成企業の状況について

報告企業数は 1,438 社（前年 1,429 社）と前年より 9 社増加し、法定雇用率を達成している企業は 1,438 社中 714 社（前年 688 社）と前年より 26 社増加した。

法定雇用率達成企業割合は 49.7%（前年 48.1%）と前年より 1.6 ポイント上昇した。

2　地方公共団体（京都府及び府内各市町村の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表 6~7 参照]

【概要】

- **京都府の機関（法定雇用率 2.1%）の実雇用率は 2.60%（前年 2.73%）**
- **京都府教育委員会（法定雇用率 2.0%）の実雇用率は 2.05%（前年 2.13%）**
- **市町村の機関（法定雇用率 2.1%※）の実雇用率は 2.26%（前年 2.26%）**

※市町村の機関のうち京都市教育委員会については、政令指定都市の教育委員会であるため法定雇用率 2.0%が適用される。

（1）京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について

全ての京都府の機関が法定雇用率 2.1%を上回った。

京都府の機関に在職している障害者の総数は 132.5 人と前年より 6.5 人減少し、実雇用率は 2.60%であった。

各機関の実雇用率については、京都府知事部局が 2.53%（前年 2.62%）、京都府文化環境部が 2.94%（前年 2.94%）、京都府警察本部が 3.04%（前年 3.37%）となっている。

（2）京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率 2.0%）に在職している障害者の数は 181.5 人と前年より 17.5 人増加し、実雇用率は 2.05%であった。

（3）市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は 595.0 人と前年より 7.0 人減少し、実雇用率は 2.26%であった。

3　障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び市町村の機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。（雇用率達成指導の流れについては別添 1 参照）

【参考】

◎法定雇用率とは

民間企業及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ下記の割合に相当する数以上の障害者の雇用義務があり、この割合を法定雇用率という。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。）

・民間企業……
- 一般の民間企業（56 人以上規模の企業）…… 1.8%
- 特殊法人又は独立行政法人（48 人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）…… 2.1%

・都道府県等の教育委員会を除く地方公共団体（48 人以上規模の機関）…… 2.1%

・都道府県等の教育委員会（50 人以上規模の機関）…… 2.0%

※（　）内は、法定雇用率により障害者の雇用義務が 1 人以上となる規模である。

◎障害者数のカウント方法

雇用する障害者 1 人に対するカウント数は下表のとおり。

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		○	△
	重度	◎	○
知的障害者		○	△
	重度	◎	○
精神障害者		○	△
○＝1カウント　◎＝2カウント　△＝0．5カウント			

◎算定基礎労働者（職員）数とは

民間企業においては、常用労働者総数（短時間労働者を除く常用労働者数＋短時間常用労働者数×0.5）に除外率を乗じて得た数を常用労働者総数から減じた労働者数である。

地方公共団体においては、職員総数（短時間職員を除く職員数＋短時間職員数×0.5）から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

◎実雇用率とは

民間企業又は地方公共団体における、算定基礎労働者（職員）数に占める雇用障害者数の割合である。

◎法定雇用率達成企業とは

算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じた数（小数点以下の端数切り捨て。）以上の障害者を雇用している企業をいう。したがって、企業における実雇用率が法定雇用率を下回ることがあっても、法定雇用率に基づく障害者の雇用義務を達成（法定雇用率達成）している場合がある。

（例）A社　算定基礎労働者数 100 人　雇用障害者数１人

【実雇用率の計算】

1 人÷100 人＝1.00%

【法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数の計算】

100 人×法定雇用率 1.8%＝1.8 人≒1 人

この場合、障害者を１人雇用しなければならない。（小数点以下の端数切り捨て。）

→A社は障害者の雇用義務数の 1 人を雇用しているので、雇用率は 1.00%であっても法定雇用率は達成していることとなる。

◎雇用率制度の改正について

障害者雇用促進法が平成 22 年 7 月 1 日付けで改正され、雇用率制度における短時間労働者及び除外率の取扱いについて、次のとおり変更された。

・短時間労働者の取扱いについて（詳細は別添２参照）

改正前の雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が 30 時間以上の労働者のみ実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としていたが、改正により、短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）についてもその 1 人の雇用をもって 0.5 人とカウントし、算定の基礎に含めることとなった。

また、重度以外の身体障害者・知的障害者である短時間労働者については、雇用する障害者数にカウントすることができなかったが、改正により、その 1 人の雇用をもって 0.5 人とカウントし、雇用する障害者数に含めることとなった。

・除外率の引下げについて（詳細は別添 3-1、3-2 参照）

除外率が適用されている業種について、適用されている除外率が一律 10%引き下げられた。

※除外率とは、一律に法定雇用率を適用することがなじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度である。

◎法定雇用率の引上げについて

法定雇用率は、平成 25 年 4 月 1 日から以下のとおり改訂される。（詳細は別添 4 参照。）

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8%　⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%　⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%　⇒	2.2%

（別表1）民間企業における障害者の雇用状況

	全　　国			京　都　府		
	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）
平成24年	76,308	1.69	46.8	1,438	1.80	49.7
平成23年	75,313	1.65	45.3	1,429	1.78	48.1
平成22年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5

（別表2）民間企業における企業規模別実雇用率

（%）

	全　　国			京　都　府		
（従業員数）	平成22年	平成23年	平成24年	平成22年	平成23年	平成24年
56～99人	1.42	1.36	1.39	1.91	1.51	1.76
100～299人	1.42	1.40	1.44	1.70	1.76	1.65
300～499人	1.61	1.57	1.63	1.80	1.79	1.77
500～999人	1.70	1.65	1.70	1.69	1.71	1.84
1,000人以上	1.90	1.84	1.90	1.91	1.89	1.93
全　体	1.68	1.65	1.69	1.82	1.78	1.80

（別表3）民間企業における企業規模別法定雇用率達成企業割合

（%）

	全　　国			京　都　府		
（従業員数）	平成22年	平成23年	平成24年	平成22年	平成23年	平成24年
56～99人	44.5	43.1	43.7	46.9	45.1	47.5
100～299人	48.2	47.0	48.5	49.9	47.6	49.0
300～499人	47.7	45.0	46.8	55.6	60.0	52.9
500～999人	47.2	44.3	47.1	45.2	51.5	54.2
1,000人以上	55.6	49.8	57.5	63.5	53.3	65.5
全　体	47.0	45.3	46.8	49.5	48.1	49.7

（別表4）民間企業における産業別実雇用率

（%）

	全　　国		京　都　府	
	平成23年	平成24年	平成23年	平成24年
農林漁業	1.71	1.72	0.68	0.45
鉱業・採石業・砂利採取業	1.56	1.48	-	-
建設業	1.46	1.52	1.58	1.55
製造業	1.77	1.81	1.78	1.81
電気・ガス・熱供給・水道業	1.85	1.87	3.47	4.35
情報通信業	1.39	1.42	1.22	1.25
運輸業・郵便業	1.69	1.74	2.60	2.54
卸売業・小売業	1.41	1.48	1.25	1.25
金融業・保険業	1.73	1.76	1.60	1.75
不動産業・物品賃貸業	1.41	1.39	1.90	1.82
学術研究・専門・技術サービス業	1.47	1.50	0.98	0.87
宿泊業・飲食サービス業	1.49	1.58	1.66	1.22
生活関連サービス業・娯楽業	1.87	1.94	3.64	3.28
教育・学習支援業	1.37	1.42	1.53	1.64
医療・福祉	1.90	1.98	2.19	2.38
複合サービス業	1.79	1.59	1.73	1.82
サービス業	1.60	1.70	1.75	1.74
全体	1.65	1.69	1.78	1.80

（別表5）

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況（詳細表）

		企業数		法定雇用率達成企業の割合（%）	算定基礎労働者数	身体障害者数					知的障害者数					精神障害者数			合計	実雇用率（%）	
			うち法定雇用率達成企業数			①重度障害者	②重度障害者以外の障害者	③短時間重度障害者	④重度障害者以外の短時間障害者	⑤計（①×２＋②＋③＋④×０．５）	⑥重度障害者	⑦重度障害者以外の障害者	⑧短時間重度障害者	⑨重度障害者以外の短時間障害者	⑩計（⑥×２＋⑦＋⑧＋⑨×０．５）	⑪短時間以外	⑫短時間	⑬（⑪＋⑫×0.5）	⑤＋⑩＋⑬		前年
産業別	農林漁業	3	1	33.3%	224.0	0	0	0	0	0.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0.0	1.0	0.45%	0.68%
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	-	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	-	-
	建設業	29	18	62.1%	2,516.0	9	20	0	0	38.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0.0	39.0	1.55%	1.58%
	製造業	438	237	54.1%	150,148.0	637	897	23	44	2,216.0	75	272	7	7	432.5	68	4	70.0	2,718.5	1.81%	1.78%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%	138.0	2	2	0	0	6.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	6.0	4.35%	3.47%
	情報通信業	41	11	26.8%	10,059.5	29	46	1	2	106.0	5	0	0	0	10.0	9	1	9.5	125.5	1.25%	1.22%
	運輸業・郵便業	91	60	65.9%	13,769.5	48	190	17	21	313.5	7	10	1	17	33.5	2	2	3.0	350.0	2.54%	2.60%
	卸売業・小売業	263	94	35.7%	50,483.0	109	199	24	31	456.5	17	77	5	39	135.5	32	14	39.0	631.0	1.25%	1.25%
	金融業・保険業	15	9	60.0%	13,528.0	59	108	1	1	227.5	2	0	0	0	4.0	5	0	5.0	236.5	1.75%	1.60%
	不動産業・物品賃貸業	24	8	33.3%	11,932.0	20	39	3	7	85.5	14	94	0	2	123.0	8	1	8.5	217.0	1.82%	1.90%
	学術研究・専門・技術サービス業	33	7	21.2%	4,787.5	9	20	0	1	38.5	0	1	0	0	1.0	2	0	2.0	41.5	0.87%	0.98%
	宿泊業・飲食サービス業	54	18	33.3%	11,700.0	28	45	5	10	111.0	7	10	0	2	25.0	5	4	7.0	143.0	1.22%	1.66%
	生活関連サービス業・娯楽業	44	24	54.5%	7,981.0	23	46	2	8	98.0	35	78	2	4	152.0	11	1	11.5	261.5	3.28%	3.64%
	教育・学習支援業	48	23	47.9%	13,295.0	53	91	4	1	201.5	2	7	0	0	11.0	6	0	6.0	218.5	1.64%	1.53%
	医療・福祉	221	134	60.6%	45,800.0	232	273	39	44	798.0	40	123	20	59	252.5	25	33	41.5	1,092.0	2.38%	2.19%
	複合サービス業	13	8	61.5%	4,040.0	14	24	1	1	53.5	2	12	1	1	17.5	2	1	2.5	73.5	1.82%	1.73%
	サービス業	120	61	50.8%	23,548.5	70	137	15	28	306.0	11	59	2	10	88.0	8	14	15.0	409.0	1.74%	1.75%
合計		1,438	714	49.7%	363,950.0	1,342	2,137	135	199	5,055.5	217	745	38	141	1,287.5	183	75	220.5	6,563.5	1.80%	1.78%
規模別	56～99人	554	263	47.5%	40,865.0	94	230	16	25	446.5	50	127	7	26	247.0	22	9	26.5	720.0	1.76%	1.51%
	100～299人	635	311	49.0%	100,411.0	296	566	41	58	1,228.0	60	231	14	33	381.5	33	21	43.5	1,653.0	1.65%	1.76%
	300～499人	119	63	52.9%	42,331.5	137	239	25	25	550.5	29	88	10	29	170.5	19	21	29.5	750.5	1.77%	1.79%
	500～999人	72	39	54.2%	42,782.5	172	269	13	20	636.0	31	49	3	9	118.5	27	10	32.0	786.5	1.84%	1.71%
	1,000人以上	58	38	65.5%	137,560.0	643	833	40	71	2,194.5	47	250	4	44	370.0	82	14	89.0	2,653.5	1.93%	1.89%
合計		1,438	714	49.7%	363,950.0	1,342	2,137	135	199	5,055.5	217	745	38	141	1,287.5	183	75	220.5	6,563.5	1.80%	1.78%

1　算定基礎労働者数とは常用労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2　重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3　重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

（別表6）

京都府の各機関における障害者の在職状況

（平成24年6月1日現在）

◇法定雇用率2.1％の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府（知事部局）	4,312.0	109.0	2.53%	0.0
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94%	0.0
京都府警察本部	708.0	21.5	3.04%	0.0
合　　計	5,088.0	132.5	2.60%	0.0

◇法定雇用率2.0％の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	8,868.0	181.5	2.05%	0.0

（別表7）

市町村の機関における障害者の在職状況（平成24年6月1日現在）

機関名	①算定基礎職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	9028.5	212.0	2.35%	0
宇治市　※2	856.0	21.0	2.45%	0
福知山市　※2	834.5	19.0	2.28%	0
舞鶴市	687.5	14.0	2.04%	0
長岡京市　※2	595.0	11.0	1.85%	1　※1
八幡市	537.5	16.0	2.98%	0
亀岡市	506.0	12.0	2.37%	0
木津川市　※2	458.0	9.0	1.97%	0
京丹後市　※2	465.0	17.0	3.66%	0
南丹市	348.0	10.0	2.87%	0
城陽市	341.0	6.0	1.76%	1
京田辺市	331.5	7.0	2.11%	0
向日市	297.0	3.0	1.01%	3
久御山町	293.0	8.0	2.73%	0
綾部市	270.0	7.0	2.59%	0
与謝野町	268.0	5.0	1.87%	0
精華町	223.0	5.0	2.24%	0
京丹波町	213.0	5.0	2.35%	0
宮津市	198.5	4.5	2.27%	0
大山崎町	125.0	2.5	2.00%	0
宇治田原町	107.0	2.0	1.87%	0
井手町	94.0	1.0	1.06%	0
和束町	82.0	1.0	1.22%	0
伊根町	70.0	2.0	2.86%	0
笠置町	60.0	2.5	4.17%	0
京都市教育委員会	4882.0	98.0	2.01%	0
八幡市教育委員会	156.0	4.0	2.56%	0
与謝野町教育委員会	91.0	1.0	1.10%	0
京丹後市教育委員会	147.0	1.0	0.68%	2　※1
舞鶴市教育委員会	76.0	1.0	1.32%	0
京田辺市教育委員会	72.0	1.0	1.39%	0
亀岡市教育委員会	72.0	0.0	0.00%	1　※1
宮津市教育委員会	58.0	1.5	2.59%	0
南丹市教育委員会	52.0	0.0	0.00%	1　※1
城陽市教育委員会	52.0	1.0	1.92%	0
京都市上下水道局	1555.0	38.0	2.44%	0
京都市交通局	968.5	27.0	2.79%	0
国民健康保険 南丹病院組合	243.0	7.0	2.88%	0
市立福知山市民病院	220.0	4.0	1.82%	0
国民健康保険 山城病院組合	186.5	3.0	1.61%	0
城南衛生管理組合	103.0	3.0	2.91%	0
舞鶴市民病院	53.5	2.0	3.74%	0
亀岡市立病院	56.0	0.0	0.00%	1　※1
合　　計	26,332.5	595.0	2.26%	10

※1　長岡京市、京丹後市教育委員会、亀岡市教育委員会、南丹市教育委員会、亀岡市立病院については6月1日以降の取組により不足数0人となった。

※2　特例認定機関　①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市水道事業管理者と特例認定を受けている。②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市ガス水道事業管理者と特例認定を受けている。③長岡京市は、長岡京市教育委員会と特例認定を受けている。④木津川市は、木津川市教育委員会と特例認定を受けている。⑤京丹後市は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院と特例認定を受けている。

　特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

（別表8）

特殊法人における障害者の雇用状況

（平成24年6月1日現在）

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府住宅供給公社	52.0	1.0	1.92%	0.0
京都市住宅供給公社	163.0	3.0	1.84%	0.0
京都府公立大学法人	1,276.5	27.5	2.15%	0.0
地方独立行政法人 京都市立病院機構	618.0	3.0	0.49%	9.0

◎障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告 （毎年6月1日の状況）	（障害者雇用促進法　第43条第7項）
↓	
雇入れ計画作成命令 （2年計画）	翌年1月を始期とする2年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第1項）
↓	
雇入れ計画の適正実施勧告	計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目の12月）（同法第46条第6項）
↓	
特別指導	雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9ヶ月間） 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施。
↓	
企業名公表	（同法第47条）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。

◎障害者雇用率達成指導の流れ（地方公共団体）

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者任免状況の通報 （毎年6月1日 の状況）	（障害者雇用促進法第40条）
↓	
採用計画の通報 （1年計画）	翌年1月を始期とする1年間の計画（※）を作成し、都道府県の機関にあっては厚生労働大臣あて、市町村の機関にあっては都道府県労働局長あて通報する（同法第39条第1項）
↓	
採用計画の適正実施勧告	計画の実施状況が悪い機関に対し、適正な実施を勧告（計画終期の翌年の3月末までに）（同法第39条第2項） 勧告は当該計画の終期の翌日を始期とする採用計画に対して行う

※法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間
（平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。）

◎　障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

○　障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○　＝　１カウント
◎　＝　２カウント
△　＝　0.5カウント

○　障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

実　雇　用　率

$$= \frac{\text{短時間以外の常用労働障害者数}^{※} + \text{短時間の常用労働障害者数}^{※} \times 0.5}{\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5}$$

（※重度障害者はダブルカウント）

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）

＝（短時間以外の常用労働者総数　＋　短時間の常用労働者総数×0.5）×1.8%

（小数点以下切捨）

◎　除外率制度について

○　民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成１４年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成２２年７月１日から、すべての除外率設定業種について、除外率を１０％ポイントずつ引き下げている。

（前回の除外率引き下げは平成１６年４月１日）

○　国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成１６年４月１日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成２２年７月１日から当該除外率を一律１０％引き下げている。

◎　民間企業における除外率の改正状況

○　各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業　　・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。）	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く。） ・電気業　　・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）　　・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業　　・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・その他の鉱業　　・採石業、砂・砂利・玉石採取業　　・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	25% → 15%	
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関	40% → 30%	
・林業（狩猟業を除く。）	45% → 35%	
・金属鉱業　　・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業　・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	